

第6章

介護保険料の設定にあたって

介護保険事業費の見込み

第9期介護保険料について

第1号被保険者の介護保険料の推移

1 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業の給付費等の見込み

前章で見込んだ居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス量を基に、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間における介護保険事業の給付費等を算出します。

① 介護給付費の見込み

単位：千円

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
居宅サービス			
訪問介護	488,663	515,295	526,881
訪問入浴介護	79,162	77,214	76,470
訪問看護	114,544	115,202	115,469
訪問リハビリテーション	20,270	20,297	20,391
居宅療養管理指導	63,575	65,970	66,319
通所介護	1,174,574	1,179,143	1,185,987
通所リハビリテーション	244,863	249,399	252,751
短期入所生活介護	308,341	315,453	317,067
短期入所療養介護（老健）	30,108	30,061	30,061
福祉用具貸与	270,461	276,303	279,878
特定福祉用具購入費	8,254	8,254	8,254
特定施設入居者生活介護	430,865	431,410	431,410
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,085	9,096	9,096
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	374,607	381,219	387,357
認知症対応型共同生活介護	667,165	668,009	726,043
地域密着型通所介護	448,750	449,880	456,942
住宅改修	8,226	9,248	9,248
居宅介護支援	371,486	380,414	382,175
施設サービス			
介護老人福祉施設	1,334,226	1,335,914	1,335,914
介護老人保健施設	1,612,794	1,614,835	1,614,835
介護医療院	89,347	89,460	89,460
介護療養型医療施設			
介護給付費計	8,149,366	8,222,076	8,322,008

② 介護予防給付費の見込み

単位：千円

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	607	587	587
介護予防訪問看護	13,258	13,802	13,802
介護予防訪問リハビリテーション	2,450	2,453	2,453
介護予防居宅療養管理指導	7,547	7,794	7,812
介護予防通所リハビリテーション	30,816	31,363	31,363
介護予防短期入所生活介護	2,801	2,741	2,741
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	44,320	45,289	45,577
特定介護予防福祉用具購入費	3,808	3,808	3,808
介護予防特定施設入居者生活介護	34,226	34,270	34,270
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,271	8,400	9,520
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,746	5,754	5,754
介護予防住宅改修	6,624	6,624	6,624
介護予防支援	27,310	27,113	26,477
介護予防給付費計	186,784	189,998	190,788

③ 標準給付費の見込み

単位：千円

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	計
総給付費	8,336,150	8,412,074	8,512,796	25,261,020
介護給付費	8,149,366	8,222,076	8,322,008	24,693,450
介護予防給付費	186,784	189,998	190,788	567,570
特定入所者介護サービス費等給付額	189,213	193,109	195,100	577,422
高額介護サービス費等給付額	174,385	178,003	179,841	532,229
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,366	20,876	21,286	62,528
算定対象審査支払手数料	5,494	5,631	5,742	16,867
審査支払手数料支払件数	119,429件	122,419件	124,821件	366,669件
標準給付費	8,725,608	8,809,693	8,914,765	26,450,066

④ 地域支援事業費の見込み

単位：千円

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	計
地域支援事業費	353,534	379,925	410,352	1,143,811
介護予防・日常生活支援総合事業費	178,033	195,036	214,292	587,361
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	165,240	172,382	180,526	518,148
包括的支援事業（社会保障充実分）	10,261	12,507	15,534	38,302

⑤ 介護保険事業の給付費等の見込み（合計）

単位：千円

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	計
介護保険事業の給付費等	9,079,142	9,189,618	9,325,117	27,593,877
標準給付費	8,725,608	8,809,693	8,914,765	26,450,066
地域支援事業費（交付金対象分）	353,534	379,925	410,352	1,143,811

(2) 保健福祉事業費の見込み

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間における保健福祉事業費を計上します。

単位：千円

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	計
保健福祉事業費	19,000	19,100	19,200	57,300
家族介護用品支給事業	17,400	17,400	17,400	52,200
高齢者外出支援サービス支援事業	1,600	1,700	1,800	5,100

※千円単位による四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

2 第9期介護保険料について

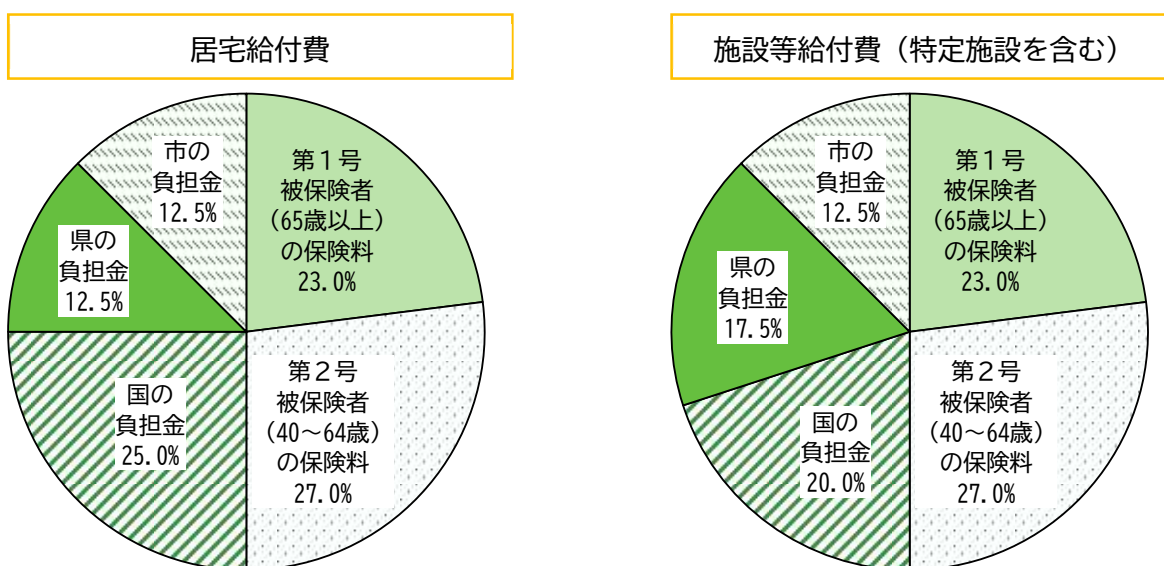
(1) 費用の負担割合

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源は、国・県・市による公費と、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳の第2号被保険者が負担する介護保険料によって賄われています。

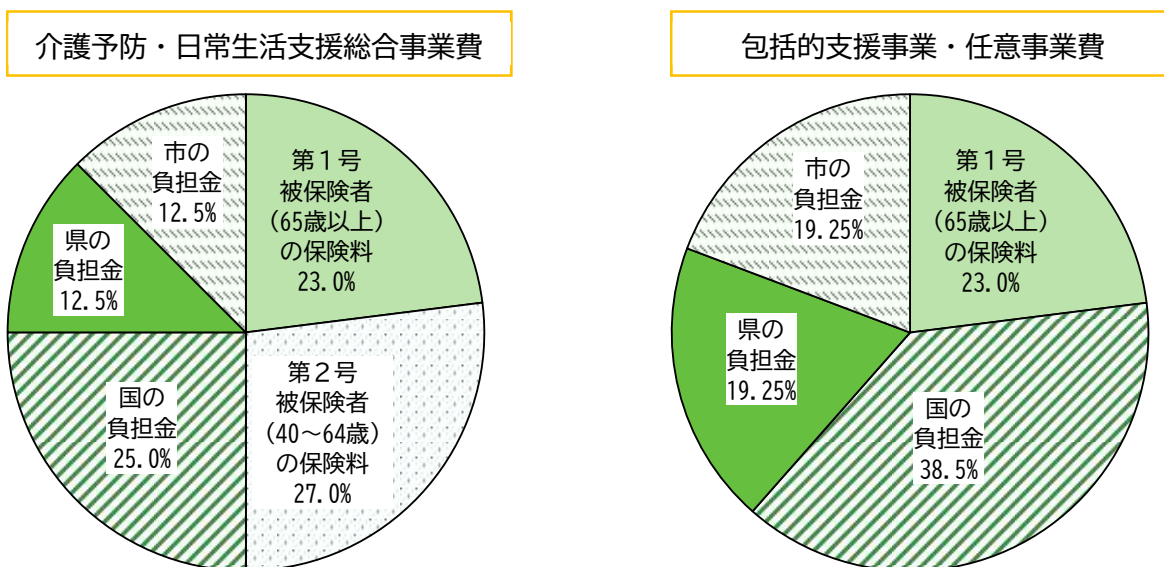
財源内訳については、本計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費を除いて27%になります（第8期と同じ負担割合）。

なお、第1号被保険者の介護保険料は、3年間を通じて収入と支出の均衡が図られるよう設定されています。

【 標準給付費の財源内訳 】



【 地域支援事業費の財源内訳 】



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

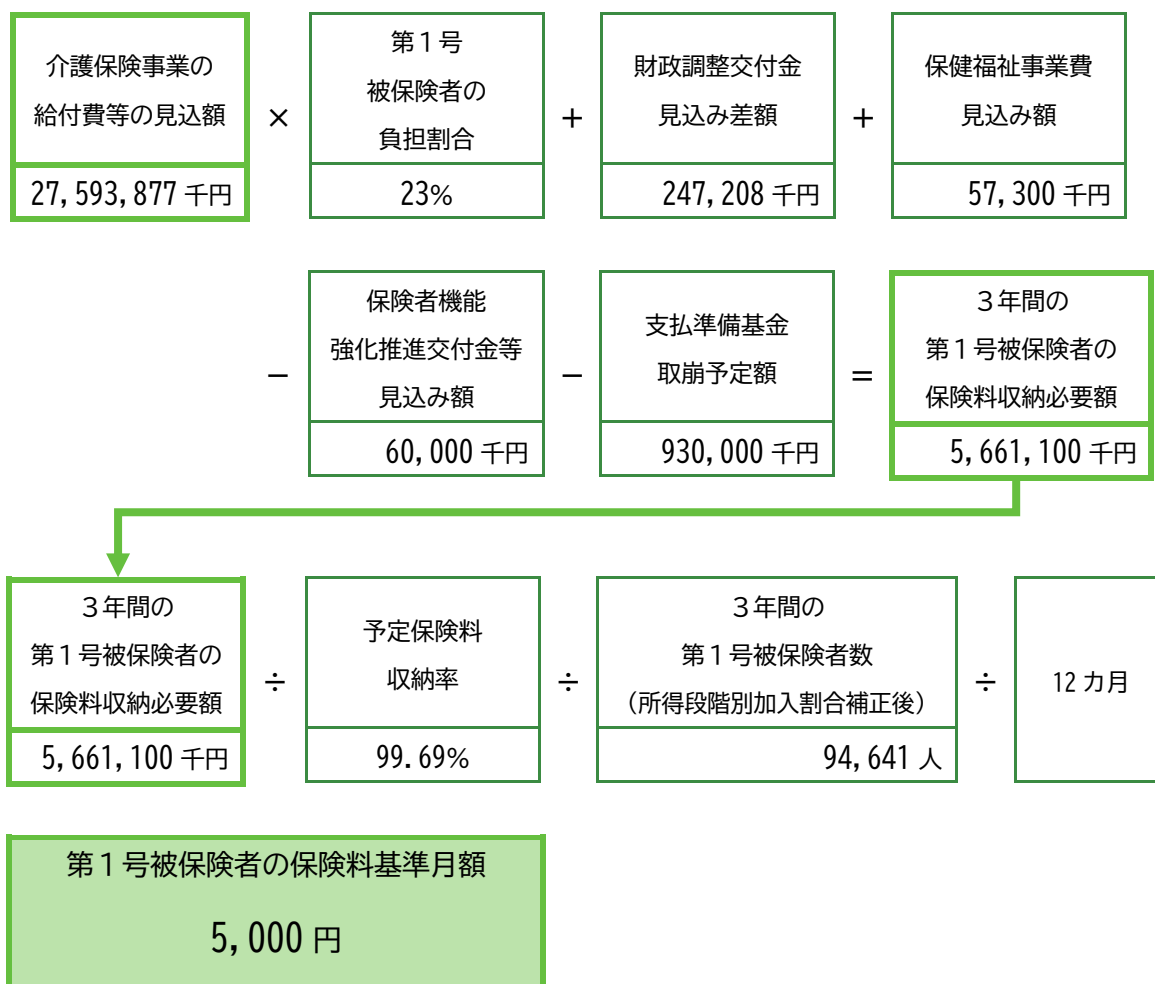
(2) 第1号被保険者の保険料額

① 第1号被保険者の保険料の計算

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの介護保険事業の給付費等の見込み額に23%を乗じ、財政調整交付金見込み差額と保健福祉事業費見込み額を加算し、保険者機能強化推進交付金等見込み額と支払準備基金取崩予定額を減算した額が、3年間の第1号被保険者の保険料収納必要額となります。

さらに、予定保険料収納率、3年間の第1号被保険者数及び12ヵ月で除した額が、第1号被保険者の保険料基準月額になります。

なお、介護保険事業の給付費等の増減により、それに応じて保険料基準月額も増減することになりますが、支払準備基金の2023（令和5）年度末残高予定額をほぼ全額取り崩し、保険料の上昇を抑制しています。



② 第1号被保険者の保険料設定方法

低所得者に対する保険料軽減など、負担能力をきめ細かく反映し、第1号被保険者に対する保険料については、13段階の設定とします。

なお、第1段階から第3段階については、低所得者に対する保険料の軽減がされています。

保険料区分	対象となる方		割合	年額	月額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ・生活保護法の被保護者 ・市民税非課税世帯に属し、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円以下の方 		基準額 ×0.285	17,100円	1,425円
第2段階	市民税 非課税世帯	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.435	26,100円	2,175円
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.685	41,100円	3,425円
第4段階	市民税 課税世帯で 本人が市民税 非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.900	54,000円	4,500円
【基準額】 第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	×1.000	60,000円	5,000円
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.100	66,000円	5,500円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.300	78,000円	6,500円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.500	90,000円	7,500円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.700	102,000円	8,500円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.750	105,000円	8,750円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×1.800	108,000円	9,000円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×1.900	114,000円	9,500円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.100	126,000円	10,500円

※合計所得金額のうち、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらにかかる特別控除額を控除します。

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を除きます。

3 第1号被保険者の介護保険料の推移

介護保険制度が創設された2000（平成12）年の第1期から第9期までの、第1号被保険者の介護保険料の推移は以下のとおりです。

●第1号被保険者の介護保険料の推移

期 間		保険料（基準月額）		
		全国平均	静岡県平均	島田市
第1期	2000～2002年度 （平成12～14年度）	2,911円	2,845円	2,528円
第2期	2003～2005年度 （平成15～17年度）	3,293円	2,939円	2,700円
第3期	2006～2008年度 （平成18～20年度）	4,090円	3,590円	3,200円
第4期	2009～2011年度 （平成21～23年度）	4,160円	3,976円	3,600円
第5期	2012～2014年度 （平成24～26年度）	4,972円	4,714円	4,000円
第6期	2015～2017年度 （平成27～29年度）	5,514円	5,124円	4,550円
第7期	2018～2020年度 （平成30～令和2年度）	5,869円	5,406円	5,100円
第8期	2021～2023年度 （令和3～5年度）	6,014円	5,681円	4,960円
第9期	2024～2026年度 （令和6～8年度）	-, ---円※	-, ---円※	5,000円

※2023（令和5）年12月現在未公表

高齢化の進行により、介護保険給付額は年々増大し、これに伴い、介護保険料も期を追うごとに上昇を続けてきましたが、第7期から第9期の介護保険料については、支払準備基金の活用により、ほぼ横ばいの状態となっています。

超高齢化社会を支える介護保険制度の持続性確保のためにも、介護予防の推進、生活支援体制の整備、介護保険事業の適正運営などへの官民一体となつての取組が、さらに必要となっています。